

政策評価の実施の枠組み

※総務省行政評価局作成の公開資料を基に、内閣官房情報通信技術（IT）担当室及び同社会保障改革担当室にて作成。

1 政策評価について

（１）政策評価とは

政策評価とは、行政機関がその所掌にかかる政策について、政策効果（当該政策に基づき実施又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし又は及ぼすことが見込まれる影響）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性、有効性等の観点から自ら評価を行うもの。政策評価によって、政策の企画立案や実施を的確に行うことに資する情報を提供し、また評価結果を政策に適切に反映させ政策に不断の見直しや改善を加えることで、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底する。

（２）政策評価の実施主体

政策評価の実施主体は、次の通りであり、各行政機関及び総務省による評価の機能分担が行われている。

ア 各行政機関

政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から自ら評価を行う。

イ 総務省

各行政機関の枠を超えた評価専担組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通知し、また、必要に応じ勧告を行う。

また、総務省が行う政策の評価は、以下の二つに分類される。

①統一性又は総合性を確保するための評価

(複数府省にまたがる政策について、政府全体としての統一性を確保する必要があるもの、又は総合的な推進を図る見地から評価を行う必要があるものについて行う評価)

②政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

(政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないとき、又は当該行政機関と共同して評価を行う必要があるときに行う評価)

2 各行政機関の政策の評価について

(1) 各行政機関が行う政策評価について

- 政策評価の実施主体は原則として各行政機関である。各行政機関は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政策評価に関する基本計画・実施計画を定め、事後評価の対象や実施方法等を自ら決定する。
- ①研究開発、②公共事業、③政府開発援助、④規制の新設・改廃（後記（2）ご参照）、⑤租税特別措置等（ある政策目的の達成のため税負担を軽減させるもの）については、事前評価を実施しなければならない。

(2) 規制の事前評価

- 規制の事前評価（諸外国で採用されている Regulatory Impact Analysis 又は Regulatory Impact Assessment、「RIA」に相当するもの。）とは、規制の導入や改廃に際し、規制により発生するコストや便益といった影響を分析・公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。
- 規制は、社会秩序の維持、安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現というプラスの面もある一方、国民の権利・活動を制限し義務を課すことにより、国民に費用を発生させるものもある。このような規制の性質を踏まえると、規制を新たに設けたり改正や廃止を行う際に、規制について便益と費用を比較する等の事前評価を実施し、その結果を政策決定における判断の材料とすることが極めて重要である。諸外国においては1980年代以降、RIAの手法を用いた取組が進められており、日本でも、平成19年10月1日より規制事

前評価が導入された。

- 規制事前評価書の記載内容は以下の通りである。
 - ・ 規制の目的、内容、必要性の説明
 - ・ 費用、便益及びその関係の分析
 - ・ 代替案との比較
 - ・ 有識者の見解等
 - ・ レビューを行う時期、条件

3 総務省が行う政策の評価について

(1) 客観性担保評価・客観性担保評価活動の流れ

総務省では、客観性担保評価に関連して政策評価について、改善措置の必要性等を指摘することにより、評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し、改善を目指すため、客観性担保評価活動を行っている（なお、客観性担保評価活動は、客観性担保評価の前段階の作業である。）。

客観性担保評価活動の流れは以下の通りである。

- ① 総務省（行政評価局）にて、行政機関が行った政策評価について点検を行う。
（※1）
- ② 評価の妥当性に疑問が生じたものについては、総務省において事実関係を把握整理する（関係の照会、有識者からの意見聴取等により幅広い情報収集・分析を行う）。
- ③ 整理した事実関係を踏まえてもなお解明すべき事柄が残った場合、必要な論点を整理した上で、総務省に設置されている審議会である「政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）」において「評価の実施の必要性の認定」について調査審議を行う。
- ④ ③において総務省による評価が必要と判断されたものについては、総務省が「評価の実施の必要性の認定」を行う。（※2）
- ⑤ 「評価の実施の必要性の認定」がなされたものについては、関係府省が自ら評価を実施するか、又は総務省が関係府省にかわり評価を実施する（**客観性担保評価**）。

以上により、政策評価の客観的かつ厳格な実施が担保される。

※1 平成22年度以降は、点検対象を予算関連施策に重点化しているため、公共事業、規制、租税特別措置等の3分野のみ行われている。

※2 実際にこの「認定」が行われた例は存在しておらず、②の段階で、総務省の指摘を受けた各府省が再評価を行う等により、評価の妥当性に関する疑問が解消されている。

(2) 統一性又は総合性を確保するための政策評価

- 複数府省にまたがる政策について、政府全体としての統一性を確保する必要があるもの、又は総合的な推進を図る見地から評価を行う必要があるものについては統一性又は総合性を確保するため、総務省が評価を実施している。
- なお、総務省が行った統一性又は総合性を確保するための政策評価については、「各行政機関が実施した政策評価」でないため、点検の対象とはならないが、政策評価分科会において専門家の知見を取り入れること及び公表を行うことによって客観的かつ厳格な実施が担保されている。

4 点検実施件数について

- 平成22年度に各行政機関の実施した政策評価 2,388件
(公共事業1,000件、一般政策836件、研究開発198件、政府開発援助67件、規制82件、租税特別措置等220件)
- 上記のうち、総務省にて点検した件数 425件
(公共事業124件(52件指摘)、規制82件、租税特別措置等219件)

以上

政策評価の具体例

1. 文部科学省 平成21年度実績評価書

「一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進」

2. 経済産業省 平成22年度事後評価書

「工業標準・知的基盤の整備」

3. 金融庁 平成23年3月規制事前評価書

「破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための
所要の規定整備」

4. 国土交通省 平成23年4月規制事前評価書

「東日本大震災により甚大な被害を受けた
市街地における建物制限の特例に関する法律案」

5. 厚生労働省 平成23年4月規制事前評価書

「医薬品に関する広告制限の対象の追加」

施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

●施策期間

目標達成年度：平成22年度（基準年度：平成19年度）

●主管課（課長名）

初等中等教育局特別支援教育課（千原 由幸）

●関係局課（課長名）

—

●施策の概要

障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

●評価

一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進のための取組みは、全体として、順調に進捗した。

●達成目標

○達成目標2-11-1 A（イA、ロS）

幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。この効果を計るため、以下の指標を設定し、体制整備等の推進について判断する。

- ・判断基準2-11-1 イ：公立小・中学校における個別の指導計画作成率の対前年度比変化
- ・判断基準2-11-1 ロ：公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率の対前年度比変化

判断基準イ	公立小・中学校における個別の指導計画作成率の対前年度比変化
	S=上昇率3ポイント以上 A=上昇率3ポイント未満 B=下落率3ポイント未満 C=下落率3ポイント以上
判断基準ロ	公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率の対前年度比変化
	S=上昇率3ポイント以上 A=上昇率3ポイント未満 B=下落率3ポイント未満 C=下落率3ポイント以上

平成21年度においては、発達障害を含め障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、各地域や学校における乳幼児期から就労に至るまでの一貫した計画的な支援体制の充実を関係機関と連携しつつ推進する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を47都道府県に委嘱して実施した。本事業等により、校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施などの体制整備の充実を図った結果、全国の公立小・中学校において、校内における全体的な支援体制を整備するための校内委員会の設置率が99.9%となった。また校内の関係者や関係機関との連携調整、保護者の連絡窓口等の役割を果たす特別支援教育コーディネーターの指名率も99.9%となった。さらに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標

や指導内容・方法を盛り込んだ「個別の指導計画」が公立小・中学校で 83.7% (H20:80.9%) となり対前年度で 2.8 ポイント上昇し、関係機関との連携の下に乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援の目標や内容を盛り込んだ「個別の教育支援計画」が、公立小・中学校で 58.6% (H20:52.3%) となり対前年度で 6.3 ポイント上昇しており、特別支援教育の体制整備が進んでいるものと判断した。

また、「発達障害者支援法」(平成 17 年 4 月 1 日施行)に明記された発達障害のある幼児への早期発見・早期支援に取り組むため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携し、発達障害の早期発見の方策並びに発達障害のある幼児及びその保護者に対する教育相談、研修会の実施、学校等への円滑な移行方法の工夫等について実践研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を平成 19 年度より実施している。平成 21 年度においては、これらのモデル地域において、関係機関の連携により従来の乳幼児健診以外の早期発見方法の検討を行った、保護者の発達障害に対する理解啓発のための教育相談会の充実が図られた、きめ細やかな支援を行うために必要なツールである個別の教育支援計画を作成し、就学期から就学段階への引継ぎにおいて活用することができた等の成果が報告された。

さらに、平成 19 年度から、高等学校をモデル校として指定し、在籍する発達障害のある生徒に対して、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等について実践的な研究を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。平成 21 年度は 25 校をモデル校として指定し、実践的な研究を行った。これらモデル校の報告によれば、校内の支援体制の整備が進んだ、教員の発達障害に対する理解が向上し授業改善について様々な工夫が行われた、ハローワーク等の労働関係機関との連携により協力事業所を紹介してもらうなどスムーズに職場体験を実施することができた等の成果が見られた。

(指標・参考指標)

年度	17	18	19	20	21
①公立小・中学校における個別の指導計画作成率 (%)	28.9	38.5	63.8	80.9	83.7
②公立小・中学校における個別の教育支援計画作成率 (%)	13.4	19.9	35.8	52.3	58.6

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「特別支援教育体制整備状況調査」

(作成：文部科学省) (作成又は公表時期：平成22年4月13日) (基準時点又は対象期間：平成21年9月1日)

(所在：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/material/1294022.htm)

(指標の設定根拠)

「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援の質を高めるために重要なものである。そのため、上記2つの指標を当該達成目標の指標として採用した。

○達成目標 2-11-2 A

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。この効果を計るため、以下の指標を設定し、教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善について判断する。

- ・判断基準2-11-2：特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況

判断基準	特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況
	S=大幅に増加 A=増加 B=変化なし C=減少

特別支援学校教員の専門性を向上する「特別支援学校教員専門性向上事業」において、特別支援学校の現職教員の専門性を向上させるための研修を、教員養成課程を持つ大学に委託して実施した。当該研修では、全国 7 大学において、専門性の向上を目指した講習が合計 99 講座 540 時間開催され、1,469 人の受講者を得た。

さらに、平成 19 年 12 月 25 日に策定された、障害者基本計画に基づく「重点施策実施 5 か年計画」に「特別支援学校教諭免許状保有率の向上」を目標として記載しているところであり、各種会議を通じてその趣旨の普及を図り、各都道府県における免許状保有率向上に対する積極的な取組を促しているところである。

これらを受けて、都道府県・指定都市においては、免許状非保有者に対する認定講習が全国で開催され、のべ 4,462 時間の講習、25,227 名の受講者があったことから、現職教員の専門性の向上に寄与したと評価できる。

また、免許状保有者の割合は全体で前年度比 0.5 ポイント増の 69.5%となり、保有者数の増加 (38,693 人→39,583 人：890 人増) が、教諭数全体の増加 (57,132 人→58,006 人：874 人増) を上回っていること等を勘案すると、免許状保有状況についても相応の成果が上がっているものと判断した。

PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部専門家を活用して、特別支援学校在籍児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な指導を行う「PT, OT, ST 等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」については、平成 21 年度には 12 県市において研究を実施した。

事業の実施地域においては、教員と外部専門家が協力した指導の実施、外部専門家による児童生徒への直接指導、医学的な見地からの指導助言、実態把握の手法などに関する研修などの取組により、以下に示されるような指導内容・方法の改善が図られた。

<調査研究地域 A>

外部専門家からの助言を実践したことで、単に「できる・できない」「興味がある・ない」という面の実態把握だけでなく、手指の動き、視覚的などらえ、目と手の供応の力、腕の可動域等々を総合的にとらえていくことの必要性を学び、子どもの実態把握を多面的な視点で捉える意識が向上した。さらに、外部専門家から方向性やヒント等を提示してもらう中で子どもが自信を持って、意欲的に自立活動に取り組む姿につながっていた。

小・中学校等において自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人一人に対応した指導内容・方法等の工夫など教育課程の在り方について、平成 21 年度は 9 道県において研究を実施した。

事業の実施地域の指定校においては、児童生徒の実態の把握や現状の分析が進み、以下に示されるような課題が明らかとなった。

<調査研究地域 A>

自閉症児童生徒の障害の特性や対人関係、コミュニケーション能力等の実態が浮き彫りとなり、個々の能力、特性に応じた指導目標の設定や授業実践を行う上での課題を明確化することができた。

<調査研究地域 B>

自閉症児童生徒の自立活動の指導の課題について、社会性の育成（集団への参加）を目指した般化学習（学んで身に付けたことを様々な状況下で応用して活用すること）の強化が必要であることが明らかとなった。

(指標・参考指標)

年度	17	18	19	20	21
①特別支援学校教員専門性向上事業による大学の講習会の受講者数	—	—	2,431	2,507	1,469
②特別支援学校教諭免許状非保有者の認定講習会受講者数	25,543	28,276	29,560	27,057	25,227
③特別支援学校教諭等免許状保有者の割合 ※平成 16 年度～18 年度の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合。平成 19 年度以降は、担当学級の障害種と自立教科等の免許状保有率を合わせたもの。	58.3%	61.1%	68.3%	69.0%	69.5%

(指標に用いたデータ・資料等)

- ①「当別支援学校教員専門性向上事業完了報告書」※各事業者からの報告書による
(作成：文部科学省) (作成又は公表時期：各講習会実施日) (基準時点又は対象期間：各講習会実施日)
(所在：各事業者担当)
- ②、③「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
(作成：文部科学省) (作成又は公表時期：平成 22 年 4 月) (基準時点又は対象期間：平成 21 年 5 月 1 日)
(所在：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/toubetu/material/1292699.htm)

(指標の設定根拠)

国や大学による講習会の受講者が、講習内容を十分理解し、その内容について適切に普及していくことは、各都道府県における特別支援学校教員の専門性を向上するための有効な手段である。また、特別支援学校教諭免許状の取得は、特別支援学校教員の専門性を測る指標の一つとなりうる。

以上のことから、上記 3 つの指標を当該達成目標の指標として採用した。

●必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、平成 19 年度より改正学校教育法が施行され、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図ることが法律上も明確に規定された。

このような状況において、教育支援体制整備状況調査（調査期日：平成21年9月1日）では、公立小・中学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が99%を超えており、小・中学校における教育支援体制整備に関し、一定の成果が上がっている。一方で、幼稚園・高等学校においては、進みつつあるもののまだ整備が遅れている状況である。また、幼・小・中・高の学校段階を問わず、個別の教育支援計画の作成や専門家チームの活用に関しては、相対的に達成割合が低いという状況である。

教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善については、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率が依然十分とは言えない水準にある。児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育を行うためには、幅広い障害に対する知識と技術を有する教員の確保が不可欠である。このため、各都道府県教育委員会等において免許状を保有していない教員の免許取得等の措置を積極的に講じていくとともに、免許状保有者についても、障害に対する幅広い知識とともに、通常の学級における発達障害を含めた障害のある生徒への指導など、新たな課題に対応した一層の専門性の向上を図ることが必要である。このため、障害に関する最新の研究成果や先進的な指導を行っている学校の事例の共有など、専門性向上のための継続した取組が必要となる。

また、職業教育や外部専門家を活用した指導については、事業の成果により、知見は得られているものの、これを受けた全国での実践を更に進めていく必要がある。さらに、障害者基本計画の後期重点施策実施5か年計画においては、「特別支援学校教諭免許保有率の向上」や「障害に関する外部専門家の学校における活用」、「社会的及び職業的自立の促進」等を政府目標として掲げており、目標達成に向けた取組を推進していく必要がある。

【有効性の観点】

本施策は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、教員の専門性向上や、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に推進するものである。

本施策を継続することにより、特別支援教育の推進に向け、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等の目指す効果が達成できると判断した。

【効率性の観点】

（事業インプット）

・特別支援教育の推進に必要な経費	7,875百万円（平成21年度予算額、以下同）
発達障害等・特別支援教育総合推進事業	503百万円
発達障害に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業	39百万円
発達障害早期総合支援モデル事業	64百万円
高等学校における発達障害支援モデル事業	61百万円
発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業	29百万円
特別支援学校教員専門性向上事業	8百万円
PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業	40百万円
自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業	24百万円
特別支援教育就学奨励費負担等	7,107百万円

（事業アウトプット）

本施策の実施により、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備が総合的に推進される。

（事業アウトカム）

上記の施策を着実に実施していくことにより、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進が期待される。

以上より、事業の波及効果も認められ、効率性の観点から妥当である。

●施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【機構定員要求への反映】

特になし

【具体的な反映内容について】

小・中学校における特別支援教育の校内体制整備では一定の成果が得られている。一方で、幼稚園・高等学校では進みつつあるものの、依然として整備が遅れが見られる状況であり、幼稚園・高等学校も含めた学校全体では引き続き体制整備等を推進する必要がある。

また、特別支援学校教諭免許状保有率が若干増加したとはいえ、依然十分とは言えない水準にある。このような状況に対し、各都道府県教育委員会等において教員の免許取得等の措置を積極的に講じていくとともに、免許保有者についても障害に対する幅広い知識と共に一層の専門性の向上や指導内容・方法等の改善を図ることが必要である。

これらのことから、特別支援教育の推進に係る事業につき更なる充実を図る。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

○行政事業レビューについて（平成22年7月）

<縮減>

- ・特別支援教育の充実
- ・特別支援教育設備整備費等補助
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費

<現状維持>

- ・特別支援教育就学奨励費負担等
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費

●具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
<p>発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 (開始：平成20年度 終了：一年度 21年度予算額：503百万円)</p>	<p>(開始：平成20年度 終了：一年度 21年度予算額：503百万円)</p>
<p>平成15～19年度に実施した「特別支援教育体制推進事業」を拡充・発展し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援のため、各学校種教員研修、大学教員や医師等の外部専門家の巡回・派遣、厚生労働省との連携による乳幼児期から就労までの一貫した支援を行うモデル地域の指定等を実施することにより、学校の特別支援教育体制を総合的に推進する。 ○47都道府県に委嘱</p>	<p>平成21年度特別支援教育体制整備状況調査結果から、校内支援体制の整備が着実に図られていることが読み取れる。平成15年度以降、毎年着実に体制整備の進捗がみられるところであり、「特別支援教育体制推進事業」及び「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の実施により特別支援教育体制整備の推進が図られているものと考えられる。</p>
<p>発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業 (開始：平成21年度 終了：一平成 年度 21年度予算額：39百万円)</p>	<p>(開始：平成21年度 終了：一平成 年度 21年度予算額：39百万円)</p>
<p>発達障害のある児童生徒の教科学習等における困難を改善するため、一人一人の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教材等の在り方、それらを活用した効果的指導方法や教育効果等について、実証的な調査研究を実施する。</p>	<p>平成21年度は、大学やNPO法人4団体を委託団体とし、実践的研究を行った。平成21年度においては、発達段階に応じた教材等の在り方の検討や試作、それらを活用した際の教育効果等調査研究を実施、研究成果の一例として、読み書きに困難な児童をスクリーニングする方法を開発し、それらの児童に対して、ふりがなをつけたり、行間を拡大したりすることで、読みの早さや正確さがどのように変化するかを調査し、最適な文章の提示方法が一人一人異なっていることが証明された等の成果が見られた。</p>
<p>発達障害早期総合支援モデル事業 【平成21年度達成年度到来事業】 (開始：平成19年度 終了：平成21年度 21年度予算額：64百万円)</p>	<p>(開始：平成19年度 終了：平成21年度 21年度予算額：64百万円)</p>
<p>発達障害のある幼児に対し、早期発見・早期支援を行う効果的な方策についての実践研究を実施する。</p>	<p>平成21年度は、10地域をモデル地域に指定し、実践的研究を行った。なお、平成19年度からの3か年を通じて本事業を実施した結果、モデル地域においては、関係機関の連携により従来の乳幼児健診以外の早期発見方法の検討を行った、保護者の発達障害に対する理解啓発のための教育相談会の充実が図られた、きめ細かな支援を行うために必要なツールである個別的教育支援計画を作成し、就学前から就学段階への引継ぎにおいて活用することができた等の成果が見られた。</p>
<p>高等学校における発達障害支援モデル事業 (開始：平成19年度 終了：一年度 21年度予算額：61百万円)</p>	<p>(開始：平成19年度 終了：一年度 21年度予算額：61百万円)</p>

高等学校における発達障害のある生徒を支援するため、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等について実践的な研究を実施する。	平成21年度は、25校をモデル校に指定し、実践的研究を行った。各モデル校からの報告においては、各モデル校の支援体制の整備が進んだ、教員の発達障害に対する理解が向上し授業改善が行われた、ハローワーク等の労働関係機関等との連携により協力事業所を紹介してもらうなど、スムーズに職場体験を実施した等の成果が見られた。
発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業（開始：平成21年度 終了：一年度額 21年度予算：29百万円）	
NPOを含む民間における教育的支援活動について、支援団体間の連携及び支援活動の協同等のネットワークの構築及び、課題とされている分野への活動促進等を図ることにより、団体間の連携、情報共有、支援活動の互助を推進するための体系化を推進する。	平成21年度は6団体に研究を委託し、特別支援教育支援員及びボランティア支援員の養成、障害のある生徒の就労支援の在り方等、関係機関が連携した効果的な研究が実践された。本事業を通じて、団体間の連携、情報共有、支援活動の互助に関して、今後の検討課題に資する実践的な研究成果が得られた。
特別支援学校教員専門性向上事業（開始：平成18年度 終了：一年度 21年度予算額：8百万円）	
特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援学校教員の専門性の向上を図る。	当該事業により、特別支援学校教諭免許状等保有者の割合が増加し、また、都道府県等において指導的立場にある指導主事等の専門性の一層の向上が図られた。
PT, OT, ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業 （開始：平成20年度 終了：平成21年度 21年度予算額：40百万円）【平成21年度達成年度到来事業】	
特別支援学校在籍児童生徒等の障害の重度・重複化に対応した適切な指導を行うため、特別支援学校におけるPT, OT, ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善等について、モデル的に実践研究を行い、その成果の普及を図る。	12県市において実践研究を実施し、外部専門家による授業への助言や教員研修などを実施し、授業内容の改善が図られた。
自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業（開始：平成21年度 終了：平成一年度 21年度予算額24百万円）	
小・中学校等において、自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人一人に対応した指導内容・方法等の工夫など教育課程の在り方について実践研究を行い、その成果の普及を図る。	9道県において実践研究を実施し、指定校において、児童生徒の実態の把握や現状の指導内容の分析が進み、自閉症の特性に応じた教育課程編成に当たっての課題が明らかになった。
特別支援教育就学奨励費負担金等（開始：昭和29年度 終了：一年度 21年度予算額：7,107百万円）	
教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校及び特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校等に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。	保護者等の経済的負担能力に応じて就学に係る経費を支給することができ、家庭の貧困等の経済的理由による未就学者、長期欠席者等が減少しているほか、障害の状況に応じ、教育を受けるための就学意欲を高め、高等部への就学率アップなど特別支援教育の振興に寄与している。

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	21年度予算額	事業概要
国立特別支援教育総合研究所	1,260百万円 （運営費交付金）	我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

平成21年度 事後評価書

平成22年3月

政策名	1. 経済産業政策		
施策名	04. 工業標準・知的基盤の整備		
主管課名	産業技術環境局 基準認証政策課	主管課長名	基準認証政策課長 中西 宏典

施策目的 長期的インパクト	我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、我が国の研究開発成果の国際的な普及や、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図り、産業競争力を強化するとともに、安全・安心な社会を構築する。
施策目標・指標 中・短期的なアウトカム	<p>我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、産業競争力の強化及び安全・安心な社会の構築を図るために必要な品質と信頼を確保する。</p> <p>具体的目標・指標は以下のとおり。</p> <p>(1) 工業標準の整備</p> <p>標準化は互換性・品質の確保等を通して、産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築に貢献する有効な手段であるが、我が国では欧米と比較して、国際標準化に関する産業界の取組が十分ではないこと等により、我が国のISO/IECへの参画状況は、いまだ経済力に見合っているとは言いがたい水準となっている。そのため、企業経営者の意識改革、国際標準の提案に向けた重点的な支援強化、世界で通用する標準専門家の育成等を通じて、欧米に比肩しうよう、国際標準化を戦略的に推進する。</p> <p>【目標】「国際標準化戦略目標」</p> <p>2015年(平成27年)までに、 国際標準の提案件数を倍増する。(ISO/IEC 基準:平成13-15年度平均 63件) 欧米並みの幹事国引受数を実現する。 (ISO/IEC 基準:平成18年2月時点 独151、米148、英125、仏102、日60、中12)</p>

	<p>(2) 適合性評価</p> <p>標準化制度の信頼性を確保するために、直接又は間接的に標準との適合性を確認・証明する、適合性評価制度が必要である。適合性評価制度は、国際整合性を確保するとともに、信頼性が高くかつ効率的に運用されることが求められる。JISマーク制度においては、信頼性の確保、利用拡大、社会の動きに合わせた機動的な運用に取り組む。</p> <p>【目標】 JISマーク制度の信頼性の確保、利用拡大、社会の動きに合わせた機動的な運用に係る取組を推進する。</p> <p>(3) 知的基盤の整備</p> <p>研究開発活動を始めとする知的創造活動の成果は知的資産として蓄積され、それが新たな研究開発や知的創造につながるが、ただ知的資産として蓄積されるのみでは、社会全体での新たな研究開発や活動にはつながらない。したがって研究開発成果の経済社会全体での活用を円滑にし、研究開発活動のみならず広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支えていくためには、「知的基盤()」として蓄積された知的資産が体系化され、広く供用可能とされている必要がある。</p> <p>知的基盤: 知的創造活動により創出された成果が体系化、組織化され、更なる研究開発、経済活動等の促進のベースとして活用される、計量標準、計測・評価方法、データベース、研究材料等をいう</p> <p>【目標】2010年(平成22年)までに、世界最高水準を目指して量的観点のみならず質的観点を踏まえた重点整備を行う。</p> <p>知的基盤整備の重点分野(計量標準、地質情報、化学物質安全管理、人間生活・福祉、生物遺伝資源情報、材料)において、下記の目標を達成する。</p> <p>物理標準334種類、標準物質314種類の整備(当初目標:物理標準250種類、標準物質250種類)</p> <p>20万分の1地質図幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国をカバーする124図幅を整備 ・シームレス化(隣り合う地質図の地層境界線、断層の不一致の調整) <p>国内で生産・輸入される化学物質や化学物質管理法令の対象物質の有害性情報・暴露情報を収集・整備</p> <p>人間特性データベース、製品事故情報データベースを整備</p> <p>生物遺伝資源機関の整備、微生物を中心とした生物遺伝資源を7万株程度提供できる体制の確立</p> <p>ガラス組成数30万件程度のデータベースの整備、3物性以上の国際標準化</p>
施策の必要性 施策の背景、行政関与の必要性	<p>1. 工業標準</p> <p>標準は、互換性の確保、品質の確保等を通して我が国産業の効率性の向上及び国際競争力の強化をもたらす極めて有効な手段である。しかしながら、標準は、それ自体が公共財的な側面を持つこと、民間の経営戦略上、標準化が有益であると判断されたものについては民間主体で標準化が推進される場合がある一方で、環境、高齢者・障害者対応、製品安全等の社会的ニーズが、高い反面民間の利益に直接結びつかない分野では民間主体での標準化が進まないこと、等を背景に国の積極的な関与が望まれる。したがって、国が幅広い国内外の利害関係者との調整を行うこと等を通じて標準化を推進する必要がある。</p>

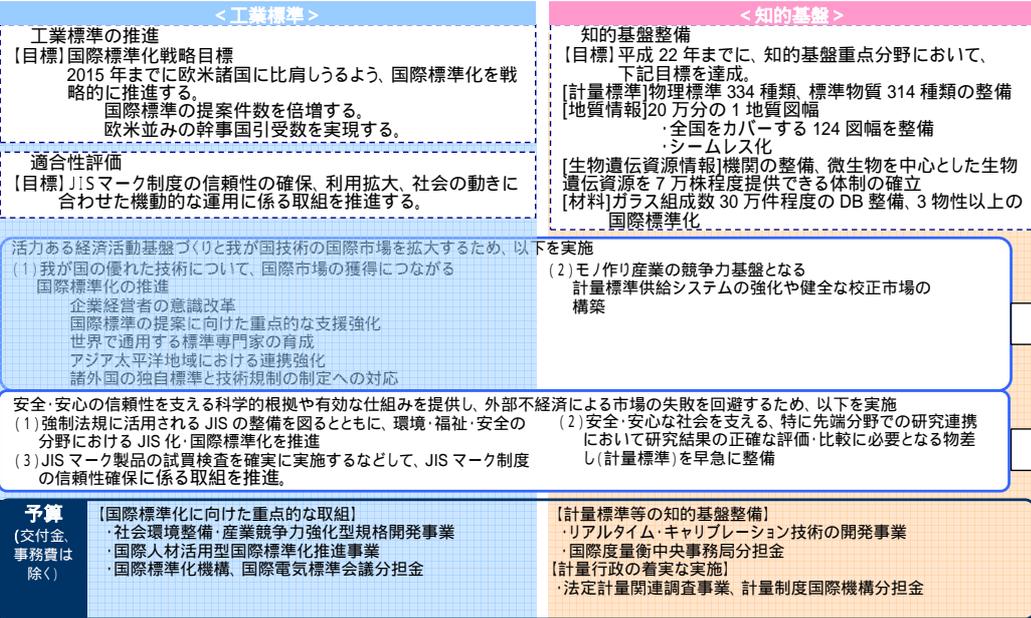
	<p>また、標準に適合していることを表明して取引される製品等が、実際にその標準に適合していることを判断できなければ標準化制度の信頼性が確保できない。このため、直接又は間接的に標準との適合性を確認・証明すること(適合性評価)が必要である。適合性評価制度は、国際整合性を確保するとともに信頼性が高くかつ効率的に運用されることが求められることから、平成17年10月に改正・施行された新JISマーク制度においては、国が登録を行った民間機関が事業者を認証する制度となった。今後は、制度の信頼性の確保、利用拡大、社会の動きに合わせた機動的な運用が行政の役割となっている。</p> <p>2. 知的基盤</p> <p>研究開発活動を始めとする知的創造活動の成果は知的資産として蓄積され、それが新たな研究開発や知的創造につながる。しかし、単に知的資産として蓄積されるのみでは、社会全体での新たな研究開発や活動にはつながらない。研究開発成果の経済社会全体での活用を円滑にし、研究開発活動のみならず広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支えていくためには、「知的基盤」として、蓄積された知的資産が体系化され、広く供用可能とされていることが必要である。</p> <p>一方、知的基盤の分野では、特定の者の独占により産業の発展や公共の福祉を阻害する恐れがあるため、広く国民に公開・提供することが必要。網羅的、体系的な収集・整理が求められ、整備に相当の投資が必要。知的基盤自体が利潤を生む性格のものではないのでその利用のみによって投資を回収することは期待できない、という性質を有していることから市場原理が働かず、公共的性格を持つ財・サービスの供給として、民間の能力を活用しつつも、国を始めとする公的機関が、早期に知的基盤を整備して民間企業に広く利用できるようにすることにより、研究開発の早期実現に資する主体的な役割を担うべきである。その中で、高度な研究開発能力を有する独立行政法人産業技術総合研究所や一定の技術レベルを持った技術者集団としての能力を有する独立行政法人製品評価技術基盤機構等における、一元的な知的基盤の整備は有効である。特に国家計量標準については、高度な技術レベルでの国際比較の重要性等に鑑み、国家計量標準機関(産総研・計量標準総合センター(NMI))が中核となって整備することが必要である。</p> <p>また、計量制度は、暦や貨幣制度と同様に、社会の基盤的制度である。したがって、経済・社会のニーズの変化に合わせて、民間の能力を活用しつつ必要に応じ適切に制度の見直し等を行いながら、行政が責任を持っての確かつ効率的に制度を運用していくことが適当である。</p>
<p>施策目標実現へ向けた取組の全体像</p>	<p>産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築に必要な品質と信頼を確保するため、以下の項目について、重点的に取り組む。</p> <p>・産業競争力の強化</p> <p>活力ある経済活動基盤づくりと我が国技術の国際市場を拡大するため、以下の施策を実施。</p> <p>(1) 我が国の優れた技術について、国際市場の獲得につながる国際標準化を推進する。</p> <p>企業経営者の意識改革</p> <p>国際標準化の経済的効果や成功・失敗事例、各種スキームの活用方法について、企業の第一線管理者等を対象としたシンポジウムを開催する。また、我が国発の提案が国際標準として採用された場合に企業にもたらす経済的効果の分析など標準化の研究を引き続き実施する。</p>

	<p>国際標準の提案に向けた重点的な支援強化</p> <p>我が国が優位にある技術分野(ナノテクノロジー、ロボット、バイオメトリクス、光触媒、ICタグ等)を中心に重点分野を特定し、研究開発から国際標準原案の作成・提案・制定に至るまで一貫して計画的に推進すべく、官民の資源配分の重点化を図る。また、研究開発プログラムへの標準化のビルトインの強化、技術戦略マップと国際標準化戦略の融合について積極的に取り組み、研究開発と標準化の一体的推進を図る。</p> <p>世界で通用する標準専門家の育成</p> <p>国際会議においてリーダーシップをとれる 専門家の育成に向けた研修を強化するとともに、大学等での標準化教育の充実を図る。また、標準化に係る総理大臣表彰制度の着実な実施を図る。</p> <p>アジア太平洋地域における連携強化</p> <p>アジア諸国に対して、現地セミナーの実施、専門家派遣、研修生受入による標準化技術協力を推進する。アジア太平洋地域内のような標準化活動を我が国が積極的にリードし、国際標準原案の作成・共同提案などの促進を目的とした、アジア太平洋イニシアティブを実施する。</p> <p>諸外国の独自標準と技術規制の制定への対応</p> <p>在外公館等の職員に基準認証に関する基礎知識を身につけるための情報提供や研修を行い、情報収集能力を高め、我が国として各国政府や標準化機関への働きかけ、当該分野での迅速な国際標準の提案などの必要な対応を行う。</p> <p>(2) モノ作り産業の競争力基盤となる計量トレーサビリティシステムの整備を行う。</p> <p>産業界の生産現場にまで計量トレーサビリティを一層普及させるために、現状の校正における問題点である公正の劣化に対する評価や制御に関する研究、実環境で必要とされる複合標準を一括して供給・校正が可能となる技術開発を行う。</p> <p>・安全・安心な社会の構築</p> <p>安全・安心の信頼性を支える科学的根拠や有効な仕組みを提供し、外部不経済による市場の失敗を回避するため、以下の施策を実施。</p> <p>(1) 強制法規に活用されるJISの整備を図るとともに、環境・福祉・安全の分野におけるJIS化・国際標準化を推進する。</p> <p>(2) 安全・安心な社会を支える、特に先端分野での研究連携において研究結果の正確な評価・比較に必要な物差し(計量標準)を整備する。</p> <p>(3) JISマーク 製品の試買検査を確実に実施するなど、JISマーク 制度の信頼性確保に係る取組を推進する。</p>
--	--

< 取組の全体像：基準認証政策を巡る最近の動向 >

基準認証政策の役割

施策の目標：我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、我が国の研究開発成果の国際的な普及や、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図り、産業競争力を強化するとともに、安全・安心な社会を構築する。



産業競争力の強化
安全・安心な社会の構築

< 施策のロジックツリー > 施策の効果発現までの関係の整理

施策名	大目標 (結果目的)	アウトカム目標(上位) < 結果の大きな柱 >	アウトカム目標(中位①)	アウトカム目標(中位②)	アウトカム目標(下位)		
04 工業標準・知的基盤の整備	イノベーションの促進、我が国の国際競争力の強化を図るとともに、世界のルール作り、世界の経済活動の基盤づくりに貢献する。	我が国の技術が国際的な標準になる 【目標】2015年までに、①国際標準の提案件数を倍増、②欧米並みの幹事国引受数の実現	産業界の国際標準化への取組が進む	企業内において国際標準に対応する動き・対策が進む。 (経営戦略に連結した標準化部門が設置される 研究開発・知財・標準化部門の連携が強化される 社内における標準担当者との適切な評価等の体制が整備される等)	企業内において国際標準に対応する動き・対策が進む。 (経営戦略に連結した標準化部門が設置される 研究開発・知財・標準化部門の連携が強化される 社内における標準担当者との適切な評価等の体制が整備される等)		
			(産業界以外の)国の国際標準化への活動が活発になる	企業経営者・第一級管理者を対象とした総会・シンポジウム等が開催される。 国際標準化支援センターから支援を必要とする産業界へ各種支援が実施される。 [技術戦略マップ]を基に国際標準化シナリオが固められ共有される。 (他)新エネルギー・産業技術総合開発機構において、研究開発と一体的に国際標準化活動も着実に実施される。	企業経営者・第一級管理者を対象とした総会・シンポジウム等が開催される。 国際標準化支援センターから支援を必要とする産業界へ各種支援が実施される。 [技術戦略マップ]を基に国際標準化シナリオが固められ共有される。 (他)新エネルギー・産業技術総合開発機構において、研究開発と一体的に国際標準化活動も着実に実施される。		
			国際標準に係る人材が育成される	(他)産業技術総合研究所において、標準化を視野に入れた研究開発の推進や研究開発成果に基づく連携への取組。産総研が主軸的な立場にある分野又は民間のみでは対応困難な分野における国際標準化活動への主体的な取組がなされる。 国際標準化に取り組む研究者が適切な評価と処遇を受け、 (他)産業技術総合研究所/(他)製品評価技術基盤機構において、福祉・安全・環境など社会基盤の拡充と強化に寄与する公共福祉分野の国際標準化のうち、産業界向けのインセンティブでは進みにくいものについて積極的な取組がなされる。	(他)産業技術総合研究所/(他)製品評価技術基盤機構において、福祉・安全・環境など社会基盤の拡充と強化に寄与する公共福祉分野の国際標準化のうち、産業界向けのインセンティブでは進みにくいものについて積極的な取組がなされる。		
			アジア等の諸外国との連携が深くなる	新しい分野の標準化についての情報が迅速に日本工業標準調査会から関係国標準者に提供される 消費者団体に対して標準化の仕組みと標準化活動への参画の理解を深めるための情報提供がなされ、連携が図られる。 ○国際規格産業要件作成専門家育成(3年間で約100人ペース)がされる。 ○国際会議でリーダシップを発揮できる専門家が育成(3年間で約100人ペース)がされる。 大学や企業の教育現場において標準化の基盤を学ぶことを奨励するためのカリキュラム・教材の作成・提供がされる。 標準化実証者に適正な評価とインセンティブが与えられる	新しい分野の標準化についての情報が迅速に日本工業標準調査会から関係国標準者に提供される 消費者団体に対して標準化の仕組みと標準化活動への参画の理解を深めるための情報提供がなされ、連携が図られる。 ○国際規格産業要件作成専門家育成(3年間で約100人ペース)がされる。 ○国際会議でリーダシップを発揮できる専門家が育成(3年間で約100人ペース)がされる。 大学や企業の教育現場において標準化の基盤を学ぶことを奨励するためのカリキュラム・教材の作成・提供がされる。 標準化実証者に適正な評価とインセンティブが与えられる		
			国際標準化のための公正なルール作りが進展する	[計量標準] 計量標準分野の整備が進む [地質情報] 地質情報分野の整備が進む [化学物質安全管理] 化学物質安全管理分野の整備が進む [人間生活・福祉] 人間生活・福祉分野の整備が進む [生物遺伝資源] 生物遺伝資源分野の整備が進む [材料] 材料分野の整備が進む	[計量標準] 計量標準分野の整備が進む [地質情報] 地質情報分野の整備が進む [化学物質安全管理] 化学物質安全管理分野の整備が進む [人間生活・福祉] 人間生活・福祉分野の整備が進む [生物遺伝資源] 生物遺伝資源分野の整備が進む [材料] 材料分野の整備が進む		
			計測の信頼性が確保される	計量トレーサビリティが普及する	計量制度の国際的な調和が図られる	日本の計量制度と国際法定計量機関(OIML)動きが適切に調和している。	
			適正な計量の実施が確保される	計量制度が適切に実施され、又は適切な運用改善が行われる	計量制度が適切に実施され、又は適切な運用改善が行われる	社会経済の変化に応じて制度改正が行われ、またその制度について関係者に理解される	

施策の実施状況、目標の達成状況<インパクト、アウトカムの検証>

(施策の開始時期) 平成18年度

(目標達成状況・指標の推移)

(1) 工業標準

ISO、IEC における提案件数は、基準期間からの5年間で63件から102件へと約1.6倍増加した。ISO、IEC における国際幹事国引受け数は、平成18年の63件から平成20年の74件と2年間で約1.2倍増加した。

その結果、我が国は、ISO では、国際幹事国引受け数の増加も一助となり、技術管理評議会 (TMB; Technical Management Board、*) で、2010 年から常任国となっている。これにより、我が国は、2010 年までの現在の任期が終わった後も、選挙を経ずに TMB メンバになり、引き続き、国際標準化に関する日本の意見を反映させることができる。また、ISO の副会長には(財)日本規格協会専務理事 武田貞生氏 (任期: 2010- 2011 年)、IEC の副会長には(株)日立製作所の藤澤浩道氏が就任 (任期: 2009-20 11 年) し、IEC では9年ぶりに日本人の副会長が誕生している。加えて、IEC の上層委員ポストには、現在、日本人6名が就任中であり、ISO、IEC での我が国のプレゼンスの向上が図られている。

これらは、我が国の積極的な国際標準化活動の推進の基盤となり、これまでの提案件数及び幹事国引受け数の増加ペースの継続並びに施策目標 (国際標準化目標) の実現、我が国の技術やノウハウの国際標準化、ひいては、我が国の国際競争力の強化に寄与するものであり、本施策は、現在までのところ、施策目標の達成に着実に貢献していると考えられる。

*) TMB は、ISO の専門委員会の幹事国の選任、専門委員会の設置等の権限を有し、国際標準策定プロセスにおいて重要な役割を担う。

指標	平成 13-15 年平均	平成 14-16 年平均	平成 15-17 年平均	平成 16-18 年平均	平成 17-19 年平均	平成 18-20 年平均	目標値(H27 年度)
ISO、IEC における提案件数 (比率(%))	63 (4.0%)	71 (4.6%)	86 (5.4%)	94 (6.5%)	96 (6.8%)	102 (6.9%)	提案件数倍増 (基準: 平成 13- 15 年平均)

指標	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	目標値(H27 年度)
ISO、IEC における国際幹事国引受け数 (比率(%))	58 (6.40%)	60 (7.56%)	63 (7.60%)	67 (8.17%)	74 (8.67%)	欧米並 (基準: 平成 18 年 2 月時点)

平成 18 年 2 月時点における欧米の引受け数: 米国 148、イギリス 125、ドイツ 151、フランス 102

(注) 数値は、暦年集計。

(2) 知的基盤

最終的な目標年次まで2年を残して、各指標とも目標値の約8-9割の達成状況である。平成20年度までの過去3年間の前年比伸び率(平均)が維持できると仮定すれば、目標値の達成は可能と考えられ、現在までのところ、本施策が施策目標の達成に着実に貢献していると考えられる。

指標	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値(H22 年度)
物理標準の整備 (累計)	196	232	252	271	279	334
標準物質の整備 (累計)	196	225	242	260	283	314
20万分の1地質図幅 (累計)	106	107	112	115	115	124
微生物を中心とした生物遺伝資源の提供数 (累計)	約 5 万	-	-	-	-	-
	(3 万)	約 3 万	約 4 万	約 4.7 万	約 5.4 万	菌株 7 万程度
ガラス組成データの整備 (累計)	約 25 万	約 25 万	約 27 万	約 27.5 万	約 28 万	30 万件程度

は平成16年度までDNAクローンを含む件数(上段)を目標としていた。

(投入コスト)

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
総予算執行額 (億円)	26	30	24	23 (予算額)	15 (予算案)

総予算執行額は、施策の各年度における事業構成に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。

平成 18 年度の執行額は、34 施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。

総予算執行額には、独立行政法人運営費交付金事業及び再掲事業、共通管理経費、事務費を含まない。

今後の課題・改善の方向性・施策の展開

<これまでの成果>

(1) 工業標準

これまで、「国際標準化戦略目標」(平成 18 年 11 月)の達成に向け、「国際標準化戦略アクションプラン」(平成 19 年策定、毎年度改訂)に基づき、以下の取組を着実に実施してきた。その結果、国際標準の提案件数、幹事国の引受け数において着実に成果を上げてきている。産業競争力の強化に資する我が国の優れた技術の国際的な普及につながる国際標準化を推進する取組

	<p>企業経営者の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19年度まで、H15年度に発足した「標準化経済性研究会」の活動を実施するとともに、毎年、H20年度まで「事業戦略と標準化シンポジウム」を実施。なお、当該研究会の活動の終了後も、国際標準化の重要性に関するシンポジウム等を実施。 <p>国際標準の提案に向けた重点的な支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発と標準化の一体的推進及び NEDO の研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、平成 20 年度で NEDO における既存の 2 事業を終了し、平成 21 年度から国際標準提案型研究事業を開始。 ・平成 19 年 3 月のナノテク、3R、情報家電、ロボット、マイクロマシン等の 6 分野の技術戦略マップへの標準化に関する記載の折り込みを皮切りとして、平成 21 年 4 月までに全分野のマップに標準化についての記載を追加するなど研究開発と標準化の一体的推進を図った。 <p>世界で通用する標準専門家の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化戦略目標の取組方針に掲げている「国際標準を作成できる人材」、「国際会議でリーダーシップを発揮できる人材」の育成については、H19～21 年度において研修(受講者数 265 名、108 名)を実施することにより、数値目標(各々 H19-21 の 3 年間で 100 人)を達成。さらに、小・中・高・高専向けには、学校に講師を派遣して、身の回りにある標準化や社会に役立つ標準化について学ぶ標準化教室を実施(H18～H21 年度まで 77 校)、消費者向けには、標準化の知識を広め、標準化活動に積極的に参加できる人材の育成を目指し、「入門セミナー」、「基礎セミナー」、「応用研修」を実施(H18～21 年度で計 25 回、約 850 人の消費者が参加)。また、大学等における標準化教育については、大学向け等教材を作成するとともに、大学等向け講座(H19～21 年度まで実施校数 11)を実施。 ・日本工業標準調査会人材育成政策特別委員会においては、標準化人材育成施策を総点検し、今後の標準化人材育成のあり方の検討が行われ、2008 年 7 月に産学官が密接な連携の下に各々その役割を果たし、恒常的な人材育成に取り組むことが必要である旨の提言を受けた。 ・平成 19 年度に、昭和 28 年度から実施している「経済産業大臣表彰」に加え、特に国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が顕著な社に対する「内閣総理大臣表彰」、及び、国際標準化活動を幅広い側面から支える関係者に対する「産業技術環境局長」を創設し、内閣総理大臣表彰は H21 年度まで毎年 1 名ずつ計 3 名表彰、産業技術環境局長表彰は H21 年度まで計 99 名を表彰。また、経済産業大臣表彰は、H18～21 年度までに計 88 名及び 15 団体を表彰。 <p>アジア太平洋地域における連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力機構(JICA)、海外技術者研修協会(AOTS)、日本貿易振興機構(JETRO)等の種々のスキームを活用して、長・短期専門家派遣、研修生受入等の標準化及び適合性評価に関する技術協力を行っている。 ・共用品におけるアクセシブルデザインについて、ISO に日中韓での共同提案を実施(2007 年 11 月)。 ・2007 年 4 月に経済産業省と中国国家質量監督検験検疫総局(AQSIQ)との間で合意した「製品安全、認証・標準化活動に係る協力に関する覚書」に基づき、日本工業標準調査会(JISC)と国家標準管理委員会(SAC;標準分野を所管)との間で、個別分野での標準化活動の協力を推進するための実施手順を定めた合意文書に署名(2008 年 4 月)。 ・アジアにおける IEC 活動の推進及び我が国とアジア諸国の IEC 活動における連携強化を目的として、IEC と JISC が共催で毎年セミナーを開催。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの定期協議に加え、独立行政法人産業技術総合研究所と米国国立標準・技術研究所(NIST)との間で、エネルギー・環境、ナノテク、バイオ等の分野での標準化に関する協力を実施するための MOU を締結(2009 年 5 月)。 ・日本工業標準調査会として、環太平洋地域の国家標準化機関の ISO/IEC の活動に対する参加促進、連携強化を目的に設立された太平洋地域標準会議(PASC)事務局業務を引受中(任期:2008-2010)。 <p>諸外国の独自標準と技術規制の制定への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO/TBT(Technical Barriers to Trade)委員会で、工業製品等の国際貿易を必要以上に妨げると考えられたり、国際規格と乖離しているなど TBT 協定に違反していると考えられる基準認証制度等に対して、諸外国と連携して懸念を表明している。 (懸念を表明して、措置の改善に向けて一定の成果を得た制度の最近の例) <ul style="list-style-type: none"> ・中国における IT セキュリティ製品への強制認証制度、 ・インドにおける鉄鋼製品に対する強制規格・認証制度、 ・韓国におけるリチウムイオン電池に対する強制認証制度 等 <p>安全・安心な社会の構築に資する強制法規に活用される JIS の整備や環境・福祉・安全の分野における JIS 化・国際標準化の推進(安全・安心の向上への対応の最近の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS「消費生活用製品のリコール被告の記載項目及び作成方法」の制定(H20 年 6 月)。 ・JIS「携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験」の制定(H19 年 11 月)。 <p>(環境分野への対応の最近の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS「乗用車、トラック及びバス用タイヤ - 転がり抵抗試験方法」の制定(H21 年 12 月)。 ・TS「カーボンフットプリントの算定・表示に関する一般原則」の公表(H21 年 4 月)。 <p>(福祉分野への対応の最近の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS「ハンドル型電動車いす」の制定(H21 年 12 月)。 ・JIS「在宅介護用ベット」及び「病院用ベット」の制定(H21 年 3 月)。 <p>(2)適合性評価</p> <p>JIS マーク制度については、平成 17 年 10 月から新 JIS マーク制度がスタート(平成 20 年 9 月 30 日まで旧制度からの移行に係る経過期間)し、新制度への円滑な移行を目指して広報、説明、注意喚起を行ってきた。平成 20 年 10 月 1 日、大きな混乱なく新制度に完全移行した。その後も、引き続き JIS マーク製品の認証事業者に対する立入検査及び JIS マーク製品の試買検査を確実に実施するなど、JIS マーク制度の信頼性確保に係る取組を推進してきている。</p> <p>(3)知的基盤整備</p>
--	--

	<p>知的基盤整備については、2010年までに世界最高水準をめざし、計量標準、地質情報、化学物質安全管理、人間生活・福祉、生物資源情報材料の6分野において知的基盤整備目標を定め、その達成に向けた取組をおこない、物理標準や標準物質の整備等において着実な進展を図ってきた（「施策の実施状況、目標の達成状況」欄を参照）。なお、計量制度については、計量器の生産・使用の実態を調査するなどして的確かつ確実に運用を行ってきた。しかしながら、その一方で、世界経済情勢の変化、地球規模の課題、社会ニーズの変化と取り巻く環境の変化に対応すべく、新たな整備方針が必要な状況になっている。</p> <p><今後の施策展開></p> <p>(1)工業標準 経済のグローバル化や、技術革新を背景としたモジュール化・デジタル化・ネットワーク化の進展により、ビジネスにおける国際標準の重要性はますます高まっている。また、欧米諸国に加えて、最近では中国・韓国なども国際標準化活動を強化している。こうした状況変化の中、我が国の産業競争力を維持・強化していくためには、国際標準化活動をさらに強化することが必要である。 また、環境問題の解決、高齢者・障害者への配慮、安全安心の確保といった社会的課題の解決に対する国民のニーズが高まる中、適切な標準化によってこうした課題の解決を促進していくことの重要性も高まっている。 このように、工業標準化に対するニーズはさらに増大しており、上述のように、本施策は着実に成果をあげてきているものの、さらなる強化が求められている。 こうしたことを踏まえつつ、国際標準化活動の強化や、社会的課題の解決に資する工業標準化の強化を図っていく。 具体的には、スマートグリッド関連技術など我が国が優位にある先端技術の普及に向け、「国際標準提案型研究事業」として、標準化のための追加的試験等を集中的に実施する。</p> <p>(2)適合性評価 JISマーク制度の信頼性の確保、利用拡大、社会の動きに合わせた機動的な運用に係る取組を推進する。</p> <p>(3)知的基盤 これまでの集中的な取組の結果、研究開発をはじめとする知的創造活動や、社会経済活動を支える核ができてきたが、維持管理が十分に行われず放置すると知的基盤として集められた技術的情報や知見は、技術革新や社会経済の変化に伴って陳腐化し、利用価値が大きく低下する。そのため、今後も、引き続き、質的な向上を図りつつ、継続的な整備が必要。また、暦や貨幣制度と同様の社会の基盤の制度である計量制度についても、引き続き、行政が責任を持つて的確かつ効率的に制度を運用することが必要。</p>
--	--

<p>施策の有効性・効率性 施策効果 施策効果と施策コストとの関係、他の施策手段との比較等</p>	<p>1. 工業標準 (施策効果・有効性) 標準化は、互換性の確保、品質の安定、技術の固定化を通じて製品の普及、市場の拡大を可能とする有効なツールであり、戦略的な国際標準化活動は市場獲得に結びつく。 例えば、光触媒の性能評価試験方法の国際標準化などは、我が国から国際標準化を提案し、世界市場の急成長、日本製品の市場拡大をもたらした成功事例となっている。このように国際標準化は産業競争力強化の観点から、有効性が高い。 しかし、欧米では、国家政策として国際標準化を明確に位置づけ、戦略的に国際標準化を推進し、産業界も自らの問題として積極的に国際標準化活動に取り組んでいるのに対し、我が国でも、国際標準の獲得に向けて取り組んできてはいるものの、産業界による主体的な取組の不足等により、依然として我が国のISO/IECにおける活動水準は、欧米主要国と比べて相当な開きがある。そのため、企業経営者による意識改革の促進、国際標準提案に向けた重点的な支援強化の施策等により実現される研究開発、特許、経営戦略と一体的な、かつ産業界が戦略的に推進する国際標準化活動は、欧米主要国に遅れをとることなく、我が国が優位な技術分野における国際標準の獲得を促進し、市場拡大・獲得、ひいては産業競争力の強化に資する。 また、少子高齢化、安全・安心への関心の高まりなどの社会ニーズに対応した消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境問題への対応等の公共福祉分野等の標準化については、民間の利益に結びつきにくく、民間主体では進まないため、国主導で産業界と連携して標準化を進め、公共調達で規格を採用すること等により、高齢者・障害者にとってアクセシビリティが高く、安全・安心な社会基盤の供給が可能となる。</p> <p>(効率性) 工業標準の整備、国際標準化の戦略的取組に関する施策は規格作成に必要なデータの取得等最低限のコストで、目に見える形で成果が現れる極めて効率性の高い施策である。 例えば、基準認証研究開発事業で実施した、「橋梁・ビル免震用積層ゴムの研究開発及び標準化」においては、日本がコンビナーを引き受けるなど、我が国主導による国際標準化活動を積極的に推進したことにより、日本の研究開発成果が短期間で国際標準化に結びついた具体的事例である。この新しい技術は、関連分野では初めて規格化されたものであり、当該規格は、積層ゴムの国際市場への効果的な浸透、効率的な市場獲得に資するとともに、我が国の技術に基づく積層ゴムが各国の建築物等の免震構造強化に資することを通じて、安全・安心分野における国際貢献にも寄与している。 参考：免震建物の普及状況(出典 日本免震構造協会データ) 日本 約1600棟、中国 570棟、アメリカ 約100棟、イタリア 約30棟、台湾 約27棟</p> <p>2. 知的基盤 (施策効果・有効性) 知的基盤への投資自体は利潤を生む性格のものではないが、知的基盤の重点分野において、各々専門とする民間の能力を活用、又は研究開発マネジメント・コーディネート機能の高い独立行政法人を活用し産学官連携で研究開発を行うことで、知的基盤の整備を加速的に</p>
---	---

	<p>推進し、知的創造活動により創出された成果を効果的、効率的に体系化、組織化し広く供用することが可能となる。</p> <p>(効率性)</p> <p>臨床検査・食品安全・環境などの分野で新たな規制等に係る標準物質への対応が急務とされる状況の下、計量標準の整備に関する施策を戦略的に構築し、実行することにより、限られた政策資源を活用して、的確かつ効率的に対応することが可能となる。</p>
<p>関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け</p>	<p>新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)</p> <p>2.6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(3)アジア経済戦略(日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開)</p> <p>平成22年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針(平成21年10月8日総合科学技術会議決定)</p> <p>・最重要政策課題や重点的に推進すべき課題のための基盤的課題</p> <p>新経済成長戦略大綱(平成20年9月19日閣議決定)</p> <p>第1 国際競争力の強化</p> <p>1. 我が国の国際競争力の強化</p> <p>(1)科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化</p> <p>第5 生産性向上型の5つの制度インフラ</p> <p>4. ワザ:技術革新</p> <p>(3)イノベーションを加速化する戦略的な標準化</p> <p>知的財産推進計画2009(平成21年6月24日・知的財産戦略本部決定)</p> <p>・重点的に講ずべき施策</p> <p>2. グローバルな知財戦略を強化する</p> <p>(4)国際標準化活動を強化する</p> <p>知的財産戦略2009(平成21年6月12日・総合科学技術会議決定)</p> <p>・第3期科学技術基本計画の進捗状況と課題</p> <p>1. 知的財産戦略に関する重点項目の進捗状況と課題</p> <p>1-4 標準化の活用に向けたさらなる進展</p>

	<p>「国際標準総合戦略」(平成18年12月6日 知的財産戦略本部決定)</p> <p>第1章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する</p> <p>第2章 国全体としての国際標準化活動を強化する</p> <p>第3章 国際標準化人材の育成を図る</p> <p>第4章 アジア等の諸外国との連携を強化する</p> <p>第5章 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する</p> <p>「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日 閣議決定)</p> <p>第3章 科学技術システム改革</p> <p>3. 科学技術振興のための基盤の強化</p> <p>(2)知的基盤の整備</p> <p>(4)標準化への積極的対応</p> <p>「消費者基本計画」(平成17年4月8日 閣議決定)</p> <p>具体的施策</p> <p>(2)選択の機会の確保 計量・規格の適正化</p> <p>(7)経済社会の変化に応じた対応 国際的な連携の確保</p> <p>(8)その他 企業の社会的責任への取組の促進</p>
<p>施策に対するユーザーや有識者の意見</p>	<p>(産業構造審議会産業技術分科会第15回 平成21年3月11日)</p> <p>国際標準化</p> <p>・日本は従来から標準化に弱く、研究開発が標準化等のビジネスモデルとセットでないため成果が普及しない。素材等だけでなく、ソフト的な要素の検討も深めるべき。</p> <p>・標準化では駆け引きが重要で、標準化人材として総合的な人材の育成が必要。</p> <p>・デファクトスタンダードの獲得では、ヨーロッパでは連携してアメリカに対抗しており、日本もアジア等との連携により戦略的に進めるべき。</p> <p>・日本が産業競争力を失った主な原因は、技術力よりも標準化等のビジネスモデルに対応できなかったこと。いかに収益を得るか具体的な戦略を深めるべき</p> <p>(平成20年度通商白書) 平成20年7月</p> <p>第2章第3節 市場創造のための新たな国際産業構造の構築</p>

・技術開発力の優位性を補完する国際標準獲得への取組

企業の技術開発力の優位性は、必ずしもそのまま市場での優位性を意味する訳ではない。企業の市場での優位性は、販売、マーケティングやビジネスモデル構築力によって決定されることもある。加えて、近年では、国際標準の獲得状況の差が市場での優位性を決定づけることもある。

(産業構造審議会総会 平成19年8月1日)

・研究開発と標準化の推進を一体的に行うのが有効で、そのためには研究開発プロジェクトを進める際には標準化も実現できるような仕組みを、ビルトインする形で組む必要がある。これからは「R & D」に「IS (国際標準化)」を加えて、「R & D & IS」を推進すべき。
・NEDOは5年間で1兆円近くの予算を研究開発プロジェクト推進に投入しているが、そのフォローアップのために1000分の1程度の額の予算を標準化に割り当てるだけで、国際標準化の提案や新規市場創出につながるのではないかと懸念されている。

(日本工業標準調査会総会 平成19年6月28日)

・産業技術総合研究所で標準化についての研究がかなり意欲的に行われている。研究開発と標準化の一体的推進については、日本の将来にとって大変重要であり、アクションプランの中で研究開発と国際標準化の融合を取り上げたのはよいことである。産総研の事例を他の独立行政法人や企業等に周知することが必要。

(日本工業標準調査会標準部会 平成19年6月19日)

・政府も国際標準化を支援するための予算措置を拡充することが必要。

(国際標準化官民戦略会議 平成18年11月29日)

・欧州は自らの標準を世界市場において標準化しようという戦略を採用。中国も本格的に国際標準を獲得するために戦略を作っている。そうした中で、我が国の戦略目標の取組方針には大いに賛成。標準は日本の弱い部分でもあり、政府としての支援を今後も期待。
・産学官の連携を進めるにあたって、国際標準化の重要性について政府としても明確に取り上げていただきたい。
・公的な研究開発についても、ミッションを良く認識して、長期的に標準化を視野に入れて取り組んでいただきたい。

(日本工業標準調査会知的基盤整備特別委員会 平成18年9月6日)

・計量標準整備が我が国の国益に直結する重要な課題であることは、ほぼ全員の一致した考えだと思う。

規制の事前評価書

1. 政策の名称

破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用機構企画室

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現状

現行の預金保険法においては、金融機関に対し

名寄せデータを預金保険機構に迅速に提出するための措置

決済用預金の円滑な払戻しを行うための措置

を講じることが義務付けられている。

問題点

破綻処理を円滑に行うためには、預金等の迅速かつ円滑な払戻し等を適切に行うことが不可欠であり、そのために現行法において、金融機関に対し、決済用預金の円滑な払戻しを行うための措置を講じるよう義務付けているほか、名寄せデータの整備なども平時から義務付けている。

しかしながら、現行法では、預金の円滑な払戻しを行うための措置は、決済用預金に限定され一般預金等を含んでいないほか、その他の保険事故に対処するために必要な措置を講じることが義務付けていないため、仮に、それらの措置が不十分である金融機関が破綻した場合、一般預金等の払戻しのほか営業再開後における預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等が円滑に行えないおそれがある。

規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記の問題点を踏まえ、金融機関の破綻に迅速に対応できるようにするため、平時より、決済用預金だけでなく一般預金等についても円滑な払戻しのための措置を講じるよう義務付けるほか、その他の保険事故に対処するために必要な措置を講じることについても義務付ける必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

預金保険法 第 58 条の 3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

破綻処理を円滑に行うためには、預金等の迅速かつ円滑な払戻し等を適切に行うことが不可欠であるため、現行の措置に加え、金融機関に対し、一般預金等の円滑な払戻しのための措置を講じるよう義務付けるほか、その他の保険事故に対処するために必要な措置を講じることについても義務付ける。

5. 想定される代替案

破綻処理を円滑に行うためには、預金等の迅速かつ円滑な払戻し等を適切に行うことが不可欠であるため、現行の措置に加え、金融機関に対し、一般預金等の円滑な払戻しのための措置を講じることは義務付けるが、その他の保険事故に対処するために必要な措置については、金融機関の自主的な取組により対応させることとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

本案

新たに当該措置等を講じる金融機関においては、措置等を講じることによる費用が発生する。

代替案

自主的に措置を講じない金融機関においては、本案に比べ、その分の費用が減額となる。

(2) 行政費用

本案

金融機関における措置等の状況の検査・監督に伴う費用が発生する。

代替案

金融機関における措置等の状況の検査・監督に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

本案

特になし。

代替案

措置を講じない金融機関が破綻した場合、その他の保険事故に対処するために必要な措置が整備されていないことにより、営業再開後における預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等が円滑に行われれないなど、預金者に大きな不便が生じ、経済的損失を与えるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

本案

全金融機関に対し当該措置等を義務付けることで、破綻が起きた場合に迅速かつ円滑な処理が実現でき、破綻に伴う預金者の混乱を最小限に止めることが可能となるといった預金者保護が期待できる。

代替案

自主的に措置を講じる限りでは本案に同じ。ただし、措置を講じない金融機関が破綻した場合は、その分預金者保護が劣ることとなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

一方、全金融機関に対し当該措置等を義務付けることにより、破綻に伴う預金者の混乱を最小限に止めることが可能となり、預金者保護がより徹底され、ひいては金融システムの安定が図られることとなる。この便益の効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案については、自主的に措置を講じない金融機関において、遵守費用が減額となるが、措置を講じない金融機関が破綻した場合は、その他の保険事故に対処するために必要な措置が整備されていないことにより、営業再開後における預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等が円滑に行われれないなど、預金者に大きな不便が生じ、経済的損失を与えるおそれがある。また、この点において、預金者保護という便益が劣ることとなる。

したがって、本案による改正が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

当該措置等の実施状況を確認し、何らかの弊害が認められた場合には、金融機関の負担にも配慮しつつ、円滑な破綻処理に必要な措置の範囲を見直すものとする。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 預金保険法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		<input type="checkbox"/> 設定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし				①
ベースライン		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし				
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	②
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	③
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし	④
	規制緩和の場合	<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としている		<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としていない			
	代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし			⑤	

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、「新たに当該措置等を講じる金融機関においては、措置等を講じることによる費用が発生する」と記載しているが、措置の具体的な内容が明らかでないため、この点を踏まえて適切に説明する必要がある。
- ③ 行政費用を負担する主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）を明示する必要がある。
- ④ 代替案について、「その他の保険事故に対処するために必要な措置については、金融機関の自主的な取組により対応させることとする」と記載しているが、必要な措置の具体的な内容が明らかでないため、想定できる代替案として個別の事例に応じた具体的な手段を明示する必要がある。
- ⑤ レビューを行う時期又は条件について、「当該措置等の実施状況を確認し、何らかの弊害が認められた場合には、金融機関の負担にも配慮しつつ、円滑な破綻処理に必要な措置の範囲を見直すものとする」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

規制の事前評価書

評価実施日：平成23年4月20日

政策	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案		
担当課	住宅局建築指導課	担当課長名	井上勝徳
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案</p> <p>【関連条項】 建築基準法第84条、第101条第1項第9号及び第104条第2号被災市街地復興特別措置法第5条第1項各号</p> <p>【内容】 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、区域を指定し、6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置を設ける。</p> <p>② 規制の目的 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図る。</p> <p>③ 規制の目的に係る目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p style="margin-left: 20px;">1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p style="margin-left: 20px;">1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>c 関連する業績指標 —</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図る。（ただし、実際にどの程度復興が図られるかについては、本法案のみならず、他の非常に多数の要素が複合的に影響する。そのため、本法案と市街地の復興との関係については、一義的に判断することは難しいことから、定量的な指標を設定することは困難である。）</p> <p>④ 規制の内容 規制の強化・拡充。特定行政庁が区域を指定した場合、平成23年3月11日より6ヶ月（延長の場合、最長8ヶ月）以内の期間、当該区域内における建築物の建築が制限又は禁止される。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>○ 通常の災害の場合では、災害発生日から最長で2月以内の期間、建築基準法第84条に基づく建築制限又は禁止を行い、当該期間内に、</p>		

	<p>復興の方針を都市計画決定すること等が想定されているところ、東日本大震災の被災地域には、当該期間内に市町村が必要な手続を経たうえで、これを行うことが極めて困難な状況にある地域もある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本状況については、東日本大震災により、東北地方の沿岸部の市町村を中心に、多数の死者・行方不明者が発生するとともに、多くの建築物が損壊するなど、甚大な人的・物的被害が発生したことによる。（＝原因分析） ○ これに対応するため、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地において、健全な復興に向けたまちづくりを円滑化する必要がある。（＝課題の特定） ○ よって、特定行政庁が、市町村の復興計画の策定に必要な期間、建築制限又は禁止を行えるよう、新たに特例措置を設けることとする。（＝規制の具体的内容）
<p>想定される代替案</p>	<p>本法案を制定しない。</p>
<p>規制の費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該規制案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 指定区域の住民にとっては、自由な建築行為が制限されるという費用が発生する。 b 行政費用 特定行政庁においては、区域指定の是非や具体的な指定区域の範囲に関する検討、判断を行うことによる費用が発生する。 ② 代替案における費用の要素 <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 復興に向けた方針について都市計画決定等する期間的な余裕がないことが想定され、市街地の健全な復興に支障が生じ、復興に向けた長期的な費用が発生する。 b 行政費用 仮設住宅の整備等の復旧のための業務と並行して震災発生日から2ヶ月以内という短期間で復興に向けた方針について都市計画決定等することに伴い、行政費用は増大する。
<p>規制の便益</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該規制案における便益の要素 十分な期間的余裕を持って、都市計画決定という周辺住民の総意に基づく復興の手続きを実施することにより、市街地の健全な復興が図られる。 ② 代替案における便益の要素 震災発生日より最長2ヶ月が過ぎると、自由な建築行為を行うことができる。
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p><検討> 以上を基に、改正案、代替案についてそれぞれ費用と便益の関係を分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本法案 本法案によれば、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた地域につい

	<p>ても、災害からの復興のために都市計画決定等を行う場合に、その手続きを行う期間が6ヶ月（延長の場合、最長8ヶ月）以内の期間となることで、適正かつ十分な手続きを経ることができると想定される。周辺住民にとっては、6ヶ月（延長の場合、最長8ヶ月）以内の期間、自由な建築行為は制限されるものの、良好な市街地環境の形成等、健全な復興が図られることからすれば、発生する費用よりも得られる便益の方が相当大きくなるものと考えられる。</p> <p>○ 代替案（本法案を制定しない場合） 本法案を制定しない場合は、建築基準法第84条に基づく建築制限を実施した地域であっても、災害発生日から最長2ヶ月が経過すれば、自由な建築行為が可能であるが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた地域では、2ヶ月以内に復興のための都市計画決定等を行うことは事実上困難であり、無秩序に建築物が建築されることで良好な市街地環境の形成等が阻害されることから、これを防ぎ、復興のための都市計画等の実現に支障がない状態に現地の状況を維持することが重要であり、得られる便益よりも発生する費用の方が大きくなるものと考えられる。</p> <p><結論> 上記検討の結果、本法案の優位性が認められるため、本法案によることが適当であると考えられる。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	平成23年4月8日付で宮城県知事より内閣総理大臣へ提出された「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」において、本件について記載されている。
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	平成28年度末にRIA事後検証シートによる事後検証。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。
その他 (規制の有効性等)	本法案の施行により、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興が図られるため、本法案は有効である。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					
ベースライン		<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし					①
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input checked="" type="checkbox"/> 分析なし					②
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし					
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					
代替案	代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし					③
	規制緩和の場合	<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としている <input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としていない					
	代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input checked="" type="checkbox"/> 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					
<p>【課題の説明】</p> <p>① ベースラインについて、現状における問題などを記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。</p> <p>② その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。</p> <p>③ 代替案について、「本法案を制定しない」と記載しているが、ベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。また、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。</p>							

規制影響分析書

医薬品に関する広告制限の対象の追加
(乳癌治療薬「エリブリン」、その塩類及びそれら製剤について)

平成 23 年 4 月

医薬食品局審査管理課(成田 昌稔課長)

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるよ
うにすること

施策中目標 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進
すること

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

がん等の特殊疾病は、現代の医学では治癒困難であり、決定的効果を期待できる医薬品が極めて少ないものです。しかも、当該疾病の治療に使用される医薬品は、おおむね副作用が強いものが多く、使用に当たっては、高度の専門的知識が要求されます。

したがって、このような医薬品に関し、一般人への広告を無制限に認めると、その医薬品の適正な使用を誤らせるおそれが多く、その弊害は重大です。

そのため、がん等に使用される医薬品の広告の制限については、当該医薬品の承認に併せて必要な措置を定める必要があります。この措置は、患者が適切な医療を受ける機会の確保に留意されたものでなくてはなりません。

乳癌治療薬として新たに承認申請されている「エリブリン」、その塩類及びそれらの製剤（以下、単に「エリブリン」という。）について、販売が可能となった場合には、上記の趣旨に沿って、広告を制限する必要があります。

(現状・問題分析に関連する指標)

指標	
エリブリンの海外臨床試験における重篤な有害事象の発生率	126/503 例
(調査名・資料出所、備考等)	
<ul style="list-style-type: none">「審査報告書」(独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ)(平成 23 年)による。エリブリン海外臨床試験(2006 年～2009 年実施)により得られた臨床データに基づく。治験における臨床データに基づくので、年度ごとの数値でなく、一つの治験の中での数値となる。	

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

(1) 内容・目的

薬事法第 67 条第 1 項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されています。また、薬事法施行令第 64 条第 1 項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されています。

今般、医薬品「エリブリン」について、薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき、「手術不能又は再発乳癌」を効能効果とする旨の製造販売承認が検討されていますが、このエリブリンについては、国内及び海外で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかです。

そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるエリブリンの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、エリブリンの広告の制限を行うこととします。

(備考)

対象となる医薬品は、以下のとおりです。

- エリブリン、その塩類及びそれらの製剤

(2) 根拠条文

薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 67 条第 1 項

薬事法施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 64 条第 1 項

3. 便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【国民への便益】（便益分類：A）

一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与します。

【関連業界への便益】（便益分類：A）

一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減されます。

(備考)

「関連業界」とは、医療関連業界全般をいいます。以下同様。

【社会への便益】（便益分類：A）

一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与します。

(2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少します。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されます。

【行政費用】（費用分類：C）

当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生します。

【その他の社会的費用】（費用分類：C）

当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されます。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能です。

(3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加します。一方、想定される費用は、当該医薬品の販売高の減少（ただし、必要とする患者には十分に供給されるため、減少するのは

不適正使用される場合です。) 、違法な広告を監視すること、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されることです。これらの費用は、当該医薬品が不適正に使用され健康を大きく損ねる患者が生じたときの費用に比べて、小さいものです。よって、当該医薬品を広告制限対象へ追加することが施策目標を達成する上で適切な手段であると考えられます。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

当該医薬品の適正使用を図るために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととします。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【国民への便益】（便益分類：A）

当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与します。しかし、申請手続に要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少します。

【関連業界への便益】（便益分類：A）

当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減されます。しかし、申請手続に要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化又は死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少します。

【社会への便益】（便益分類：A）

当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与します。しかし、申請手続に時間がかか

るため、申請せずに当該医薬品を使用するための非正規の販路が生まれるおそれがあり、当該医薬品の不適正な使用を招くおそれがあります。

② 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生します。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にもかかわらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れます。

【行政費用】（費用分類：C）

当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生します。

【その他の社会的費用】（費用分類：C）

当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が当該医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなりますが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げます。

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

まず両規制の便益を比較します。本規制により、当該医薬品の適正な使用を図ることができて、国民、関連業界、社会に対する便益は増加します。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続きにかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さいと考えられます。

次に両規制の費用を比較します。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少しますが、これは望ましいことです。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易です。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではありません。とすると、本規制の費用は大きなものではありません。これに対して、代替案においては、流通又は使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることとなります。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれます。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きいと考えられます。

以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることが分かり

ます。

5. 有識者の見解その他関連事項

当該医薬品は、平成 23 年 1 月 20 日に開催された薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において有効性・安全性・安全対策についての審議が行われ、承認することが可とされました。承認するに際し、当該医薬品は重篤な副作用発現頻度が高い割合で発生する乳癌治療薬であることから、医薬関係者以外の一般人に対する広告を制限することを検討し、この規制影響分析を行ったものです。なお、「毒薬・劇薬、指定医薬品、要指示医薬品、習慣性医薬品及び広告制限医薬品の指定の取り扱いについて」（平成 10 年 3 月 12 日中央薬事審議会常任部会報告）における指定基準に基づき、乳癌治療薬について広告制限をすべきかどうかについては、事務局において検討する事項とされています。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

当該医薬品について、科学的知見が蓄積され、又は適切な使用方法が開発され、「副作用が強く医師の指導の下に使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいもの」ではないとの結論が得られた際には、本規制の見直しを行います。

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「エリブリン」、その塩類及びそれら製剤について）	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	薬事法施行令		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
分析対象期間		<input type="checkbox"/> 設定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし			①
ベースライン		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし			
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述		<input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	②
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述		<input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	③
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述		<input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述		<input type="checkbox"/> 分析なし	
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析		<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし		<input type="checkbox"/> 設定なし	
	規制緩和の場合	<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としている	<input type="checkbox"/> 廃止案を代替案としていない			
	代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較		<input type="checkbox"/> 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし			

【課題の説明】

- ① 分析対象期間についての記載がないが、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、適切な期間を明示する必要がある。
- ② 遵守費用について、「一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少します」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、過去における医薬品に関する広告制限の実績から、平均的なモデルとなる販売高減少額を推計する方法が考えられる。
- ③ 行政費用について、「医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生します」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。具体的には、過去における監視費用の実績から、平均的なモデルとなる監視費用を推計する方法が考えられる。
- また、行政費用を負担する主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）を明示する必要がある。